

スライド制を原則としつつ提訴手数料を低額化する具体的方策

提訴手数料の在り方については、平成9年1月31日に出された民訴費用制度等研究会の報告書において、スライド制の内容を改めることについては、時期尚早であるという意見が多数を占めたことが紹介されている。しかしながら、高額訴訟の増加を背景に、国民が訴額の高額な訴訟を提起しようとする場合に、過度の負担を課することにならないように1000万円を超える高額部分の手数料が引き下げられた平成4年の改正から10年近くが経過していることや、利用者の裁判所へのアクセスを拡充するという観点から、その見直しについて検討することが考えられるが、この問題は、利用者のアクセス拡充のための他の政策と密接に関連することから、このような諸点と合わせて多角的に検討していくべきものである。

平成4年の改正により、提訴手数料は、訴額が1000万円を超える部分について低額化が図られ、5000万円の場合で15.5%（25万7600円 21万7600円）、1億円の場合で17.7%（50万7600円 41万7600円）に引き下げられた。